



# News Letter



天達共和律師事務所  
East & Concord Partners

## 目次

◆ データ域外移転のコンプライアンスに関する Q&A-----	2
◆ 最新法律動向-----	10
一、 外商投資奨励産業目録	
二、 モバイルインターネットアプリケーションの個人データ収集使用の 必要最小限に対する評価規範	
三、 最高人民法院による発明専利等の知的財産権契約紛争事件の上訴管 轄問題に関する通知	

パートナー弁護士 葉鵬



先日、中国中央テレビ（CCTV）において、データの不法域外移転に係る刑事事件に関する報道がありました。その報道によれば、上海のある科学技術会社が「通常のエンジニアリングテクノロジーサービスの実施」の過程において、某海外企業のため高速鉄道通信専用ネットワークシグナル等の敏感なデータを測定し、それを同海外企業に提供したことで、その科学技術会社の法定代表者、セールスマネージャー、営業担当者が、2021年12月31日に上海市国家安全局より、海外のために偵察を行い、不法に情報を提供したという罪の嫌疑で逮捕されました。これは昨年の「データセキュリティ法」の施行後、「不法に海外に対しデータ提供した」という嫌疑がかけられた初めての刑事事件で、データの域外移転に関するコンプライアンスの重要性について、改めて幅広く注目を集めました。このような状況をふまえ、今回は、現行法律法規と国家標準等の規定に基づき、私たちの実務経験とも照らし合わせ、多くの企業が関心を持っているデータの域外移転についてQ&Aの形で整理しました。本内容が皆様の業務のご参考になれば幸いです。

### 1. データの域外移転とは？

データの域外移転とは、データ取扱者がネットワーク又は物理的な輸送手段等で、中国域内での運営において収集・派生したデータを、直接提供又は業務展開、役務・製品の提





供等の形で域外の機関、組織又は個人の一度限りの活動又は継続的な活動に提供することです。その内、関連法律法規の規定に基づき、データ域外移転管理という文脈において、中国域内とは中国大陸地区を指し、香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区は含まれません。

中国域内の運営の中での収集・派生は、データ域外移転の前提条件となります。中国域内で企業登記していないものの、中国域内でビジネスを行ったり、又は中国域内向けに製品又は役務を提供したりする場合、同様に域内での運営と見做される可能性があります。中国域内でのビジネス展開、又は中国域内向けの製品・役務の提供に該当するか否かについては、その判別のための参考要素として、中国語を使用する、人民元を決済通貨とする、中国域内向けに物流配送する、等が含まれます。

## 2. データの域外移転に該当する特殊状況があるか？

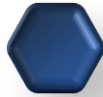
下記状況はデータの域外移転と見做される可能性が高いと考えられます。

- ① 中国域内向けだが中国の司法管轄に属さない、又は中国域内で登記していない主体に対し関連データを提供する場合
- ② データを中国域外に移転又は域外で保存していないものの、中国域外の機関、組織、個人がアクセス・閲覧できる場合（公開情報、ウェブサイトへのアクセスを除く）
- ③ グループ内の中国域内の企業より中国域外の関連機関向けに関連データを移転する場合

下記状況はデータの域外移転と見做される可能性が低いと考えられます。

- ① 中国域外での運営の過程において収集・派生した個人情報や重要データを中国経由で域外に移転し、如何なる変更又は加工処理も行わなかった場合
- ② 中国域外での運営の過程において収集・派生した個人情報や重要データを中国域内で保存、加工処理を行った上で域外に移転し、中国域内での運営の過程において収集・派生した個人情報や重要データに関連しない場合。





### 3. どのような法律法規がデータ域外移転の監督管理に関するのか？

現時点ではデータ域外移転の監督管理専用の法規がまだ正式に出されていませんが、「サイバーセキュリティ法」、「データセキュリティ法」、「個人情報保護法」等の既に発効している法律の中で、データの域外移転について関連規定が設けられています。また、「データ域外移転セキュリティ評価弁法（意見募集稿）」、「ネットワークデータセキュリティ管理条例（意見募集稿）」、「情報セキュリティ技術・データ域外移転セキュリティ評価指南（ガイドライン）（意見募集稿）」等、まだ発効していない行政法規、政府部門の法令、政府部門の規準となる文書、国家標準等の法律文書及び金融、医療保健、自動車、地図測量等の特定業界の管理監督規程の中でもそれぞれデータの現地保存及び域外移転の管理監督に関する要求が出されています。従って、運用において、企業は所属する業界の規準、業務形態、業務分野等に基づき、適用する管理監督要求を識別しなければなりません。

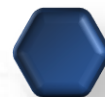
### 4. どの行政機関がデータの域外移転について監督管理を管轄しているのか？

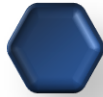
国及び地方の各レベルのネットワーク情報主管部門、公安部門がデータ域外移転の監督管理を管轄する主な部門となりますが、金融、医療保健、自動車、地図測量等の特定業界のデータ域外移転に関わる場合、当該業界の主管部門もデータ域外移転の監督管理に関与することになります。

### 5. 企業ではどのような者がデータの域外移転について責任を負わなければならないか？

「サイバーセキュリティ法」では、「ネットワーク事業者はネットワークセキュリティ責任者を選任し、ネットワークセキュリティ保護責任を果たせるようにしなければならない。重要情報インフラ運営者（CIIO）は専門のセキュリティ管理機構を設け、セキュリティ管理責任者を選任しなければならない」と定めています。

また、「データセキュリティ法」では、「重要データ取扱者はデータセキュリティ責任者と管理機構を明確にし、データセキュリティ保護責任を果たさなければならない」と定めています。





一方、「個人情報保護法」では、「個人情報の取扱量が国家ネットワーク情報部門の規定数量に達している個人情報取扱者は、個人情報保護責任者を指名し、個人情報取扱活動及び講じている保護措置について監督を行わなければならない。また、中華人民共和国域外で域内の自然人の行為について分析・評価する域外の個人情報取扱者については、中華人民共和国域内で専門機関を設けるか、或いは代表を指名し、個人情報保護関連業務の取扱いについて責任を負えるようにし、さらに関連機関の名称又は代表者氏名、連絡方法等を、個人情報保護職務を担う政府主管部門に申告しなければならない」と定めています。

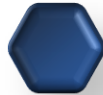
また、上記法律のいずれにも、本法規定に違反する状況が一定のレベルに達した場合、直接責任を負う担当者とその他の直接責任を有する者に対し直接処罰を行い、犯罪に該当する場合、法に基づき刑事責任を追及すると明確に定められています。「直接責任を負う担当者とその他の直接責任を有する者」の定義について、その内の直接責任を負う担当者とは、違法行為について管理責任を負う意思決定者を指し、例えば冒頭で紹介した事件の法定代表者とセールスマネージャーがこれに該当することになります。その他の直接責任を有する者とは、違法行為だと主観的に知っている或いは知るべきで、かつ故意に罪を犯し、違法行為について客観的に関与している者を指し、例えば上記事件の営業担当者がそれに該当することになります。

以上のことから分かるように、「直接責任を負う者」に該当するか否かに関する認定は、違法行為の事実状況に基づく必要があり、そして関係者の違法行為の中での主観的目的と客観的関与方法等とを合わせて判断する必要があります。上記事件では、事件に関わった会社の法務責任者と技術責任者が、プロジェクトリスクについて検討する際、コンプライアンスリスクに基づき明確に反対意見を述べ、職務を果たし、違法行為に関わっておらず、かつ違法行為によって利益を得ていなかったため、最終的に刑事責任を負う必要がないと認定されました。

## 6. データ域外移転の合法的な手段は？

現時点では、データ域外移転監督管理を対象とする専門的な法令がまだ正式に出されて

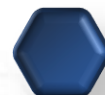


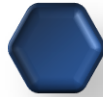


おらず、データ域外移転の合法的な手段についてはまだ十分に明らかにされていません。しかし、関連法律法規及び意見募集稿に基づけば、中国のデータ域外移転コンプライアンス管理方法に関する基本的な考え方を大まかに整理することができます。以下の通り、主に「データ域外移転セキュリティ評価弁法（意見募集稿）」の規定に基づき、一般的なデータの域外移転ルートについて、以下、簡潔に紹介します。なお、当該評価弁法は近々公布・施行される見込みで、企業としては重視する価値が十分あると考えます。但し、現在公表されているのは意見募集稿であるため、正式に公布・施行される際、その内容について若干の調整が加えられる可能性があります。

第一ステップ：データの域外移転リスクについて自己評価を行います。データ取扱者は域外に提供する中国域内での運営の過程において収集・派生したデータの全てについて、予めデータ域外移転リスクに関する自己評価を行わなければなりません。自己評価の内容として、(1) データ域外移転及び域外受取側のデータ取扱の目的、範囲、方法等の合法性、正当性、必要性 (2) 域外移転データの数量、範囲、種類、センシティブリティ、データ域外移転によって国の安全、公共利益、個人または組織の合法的権益に及ぼすリスク (3) データ取扱者のデータ移転段階で行っている管理と技術措置、能力等はデータの漏洩、毀損等のリスクを回避できるか否か (4) 域外受取側が負うことを承諾した責任と義務及び履行する責任・義務に関する管理と技術措置、能力等によって域外移転データの安全性を保障できる否か (5) データの域外移転と再移転後の漏洩、毀損、改竄、濫用等のリスク、個人による個人情報権益の保護ルートがスムーズであるか否か等 (6) 域外の受取側と締結したデータ域外移転関連契約でデータセキュリティ保護に関する責任・義務について十分に約定しているか否か、に関する内容を含まなければなりません。この自己評価は、データ取扱者が内部の管理制度を立上げ、上記内容を踏まえ自身で実施しても良く、弁護士事務所などの第三者専門機構に依頼し実施することもできます。

第二ステップ：データ取扱者が重要情報インフラ運営者であるか否かについて判断しなければなりません。重要情報インフラの認定については政府主管部門より「サイバーセキュリティ法」、「重要情報インフラセキュリティ保護条例」等の法律法規及び所属業界、所





属分野の重要情報インフラ認定規則に基づき認定を行い、それをデータ取扱者に通知します。データ取扱者が重要情報インフラ運営者として認定された場合、データ域外移転を行う前に、国家ネットワーク情報主管部門に対し、データ域外移転セキュリティ評価について申告しなければなりません。

第三ステップ：重要情報インフラ運営者に該当しないデータ取扱者については、域外移転しようとするデータが重要データ又は個人情報に該当するか否かを判断する必要があります。

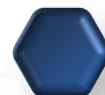
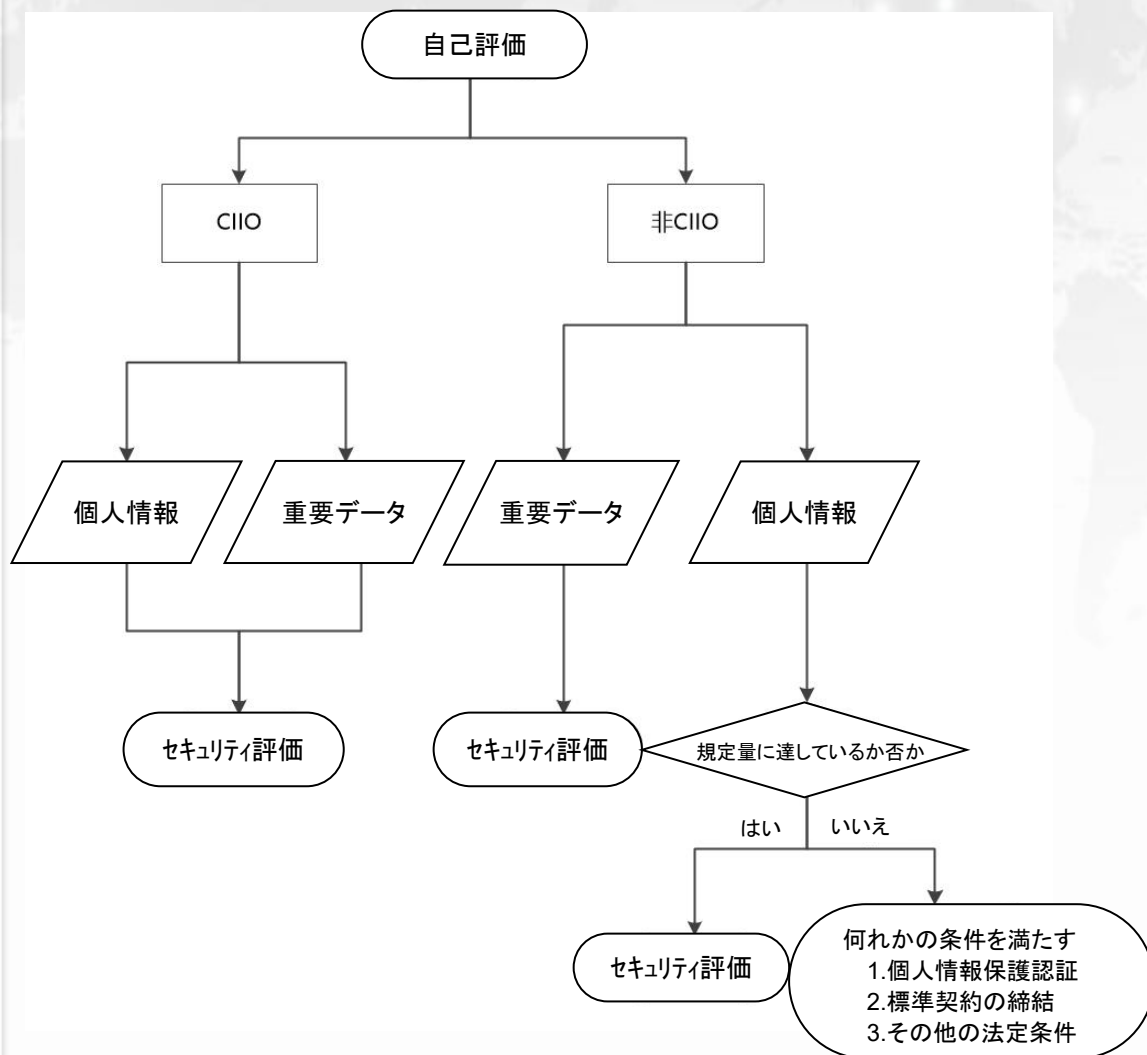
- (1) 非重要情報インフラ運営者の重要データを域外移転しようとする場合、「ネットワークデータセキュリティ管理条例（意見募集稿）」及び「データ域外移転セキュリティ評価方法（意見募集稿）」の規定を参照し、セキュリティ評価を行わなければならない可能性があります。
- (2) 域外移転しようとするデータに個人情報が含まれている場合、「個人情報保護法」の規定に基づき、法定の数量規定に達しているか否かについて判断する必要があります。「ネットワークデータセキュリティ管理条例（意見募集稿）」及び「データ域外移転セキュリティ評価方法（意見募集稿）」の規定を参照し、取扱う個人情報が 100 万人以上に達している場合、または累計して域外向けに 10 万人以上の個人情報または 1 万人以上の敏感な個人情報を提供する場合、国家ネットワーク情報主管部門に対しデータ域外移転セキュリティ評価について申告する必要があります。
- (3) 域外移転しようとする個人情報が上記数量規定に達していない非重要情報インフラ運営者は、下記いずれかの方法で域外移転を行うことができます。
  - ① 専門機関により個人情報保護に関する認証を行ってもらう。
  - ② 国家ネットワーク情報主管部門作成の標準契約書に基づき域外の受取側と契約を締結する。
  - ③ 法律、行政法規または国家ネットワーク情報主管部門が定めるその他の条件を満たす。また、データ取扱者は必要な措置を講じて域外受取側による個人情報取扱活動が中国の「個人情報保護法」に定める個人情報保護基準を満たせるように保



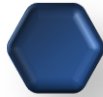


障しなければなりません。

注意すべき点として、金融、医療保健、自動車、地図測量等の特定業界では、通常のデータ域外移転規準よりも厳格な要求が存在する可能性があるため、別途関連業界の監督管理要求を確認する必要があります。それ以外に、域外で上場しているデータ取扱者については、そのデータ域外移転ルートに関して上記義務を履行する以外に、サイバーセキュリティ審査に関する申告を行わなければならない可能性もあります。（上記のプロセスについては、下記イメージ図をご参照ください）







データの域外移転は国の安全とデータ主権問題に関わるため、データ域外移転に関する監督管理についてはこれからますます制度化され、厳しく規制される可能性が高いです。上述した通り、「データ域外移転セキュリティ評価弁法」は近々正式に出される可能性が高く、その際にデータの域外移転行為について、より明確で具体的な監督管理要求が出される見込みです。中国ビジネスを行い、データ域外移転に関わる企業にとって、関連法律法規の立法及び監督管理に関する動向を引き続き注視し、予め検討した上でその対策を立てる必要があると考えます。



### 一、外商投資奨励産業目録

中国語名称：《鼓励外商投资产业目录（2022年版）征求意见稿》

公布機関：国家發展改革委員会、商務部

公布日：2022年5月10日

段階：意見募集中

リンク：[https://hd.ndrc.gov.cn/yjzx/yjzx\\_add.jsp?SiteId=380](https://hd.ndrc.gov.cn/yjzx/yjzx_add.jsp?SiteId=380)

#### 解説：

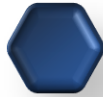
国家發展改革委員会及び商務部が2022年5月10日に「外商投資奨励産業目録（2022年版）」の意見募集案を公布した。かかる目録の意見募集期間は2022年5月10日から2022年6月10日までの一ヶ月間である。

現在有効の「外商投資奨励産業目録（2020年版）」と比べ、「外商投資奨励産業目録（2022年版）」における外商投資奨励産業の範囲がさらに拡大された。具体的には、2022年版の目録では238条を追加、114条を修正し、主に2020年版の目録の条項がカバーする領域を拡大している。そのほか、2022年版の目録では38条を削除した。これらの変化から、中国が外商投資奨励産業の範囲を引き続き拡大させる傾向が見られる。

「外商投資奨励産業目録（2022年版）」の主な修正内容は、1）外資が製造業に投資することを継続して奨励する。全国目録では、デバイス、部品、装備製造等の条項を新規追加又はカバー領域を拡大する。2）外資が生産的サービス業に投資することを継続して奨励する。全国目録では、専門設計、技術サービス・開発等の条項を新規追加又はカバー領域を拡大する。3）外資が中西部地区と東北地区に投資することを継続して奨励する。中西部目録では、各地の労働力、特色ある資源等の優位性と外資導入のニーズに基づき、関連条項を新規追加又はカバー領域を拡大する。

「外商投資奨励産業目録（2022年版）」はまだ意見募集中であり、意見募集期間が満了し、手続き等を経てから、初めて施行される。その修正内容から見ると、中国におい





て、外商投資奨励産業の範囲が継続して拡大され、外商投資企業がより多くのビジネスを行うことができるようになることは疑いないと思われる。

## 二、モバイルインターネットアプリケーションの個人データ収集使用の必要最小限に対する評価規範

中国語名称：《移动互联网应用程序（APP）收集使用个人信息最小必要评估规范》

公布機関：工業情報化部

公布日：2022年5月7日

段階：公示中

リンク：

[https://www.miit.gov.cn/jgsj/kjs/jscx/bzgf/art/2022/art\\_a77b0d2ec1ef452bbb42a61907b8787a.html](https://www.miit.gov.cn/jgsj/kjs/jscx/bzgf/art/2022/art_a77b0d2ec1ef452bbb42a61907b8787a.html)

<http://miit.ccsa.org.cn/pclistDetail/?id=57>

### 解説：

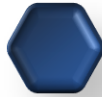
工業情報化部が2022年5月7日に、「アプリの個人データ収集使用の必要最小限に対する評価規範 第1部分：総則」、「アプリの個人データ収集使用の必要最小限に対する評価規範 第2部分：位置情報」、「アプリの個人データ収集使用の必要最小限に対する評価規範 第3部分：画像情報」、「アプリの個人データ収集使用の必要最小限に対する評価規範 第11部分：ショートメッセージ情報」の4つ通信業界標準を公示した。上記標準の制定作業は完了されたが、これら標準を公布する前に、社会各界の意見を聞くために、2022年5月7日から2022年6月7日までに公示されることとなった。

### 1. 「アプリの個人データ収集使用の必要最小限に対する評価規範 第1部分：総則」

(YD/T 4177.1-2022)

当該標準は、アプリの個人データ収集使用の必要最小限の基本原則、評価要件、評価方法及び評価プロセスを規定した。





当該標準は、モバイルインターネットアプリケーション（APP）が個人データの収集・使用における設計、開発および評価に適用され、個別の条項は特殊業界や専門的なアプリには適用されず、その他の端末も参考使用可能である。

## 2. 「アプリの個人データ収集使用の必要最小限に対する評価規範 第2部分：位置情報」 (YD/T 4177.2-2022)

当該標準は、モバイルインターネットアプリケーション（APP）が、ユーザーの個人データ（位置情報）に関する通知同意、収集、記憶、使用、削除、転送、削除などの処理における必要最小限の評価規範を規定し、さらに処理作業におけるデバイス情報の典型的な応用シーンを通じて、必要最小限原則をどのように実行するかを説明する。

当該標準は、モバイルインターネットアプリケーション（APP）プロバイダがユーザーの個人データ（位置情報）を規範化する処理作業に適用され、第三者評価機関などの組織がモバイルアプリケーションの設備情報収集使用行為を監督、管理、評価することにも適用される。

## 3. 「アプリの個人データ収集使用の必要最小限に対する評価規範 第3部分：画像情報」 (YD/T 4177.3-2022)

当該標準は、モバイルアプリケーションソフトウェアが個人情報主体の個人データに関する画像情報を収集、記憶、使用、削除等する過程における、必要最小限情報規範と評価方法を規定し、個人データ処理作業における典型的な応用シーンを通じて、必要最小限原則をどのように実行するかを説明する。

当該標準は、モバイルインターネットアプリケーションプロバイダが個人情報主体の個人データ（画像情報）を規範化する処理作業に適用され、主管監督管理部門、第三者評価機関などの組織がモバイルインターネットアプリケーションの画像情報収集行為を監督、管理、評価することにも適用される。

## 4. 「アプリの個人データ収集使用の必要最小限に対する評価規範 第11部分：ショットメッセージ情報」 (YD/T 4177.11-2022)





当該標準は、個人データ収集使用の必要最小限原則を貫徹することを目的とし、アプリケーションアクセス、収集、記憶、使用、ユーザー携帯のショートメッセージ（マルチメディアメッセージ、5Gメッセージなどのマルチメディア方式を含む）の削除などの各段階に対して相応の必要最小限適合度評価項目を提供し、典型的なシーンと結びつけて、アプリケーションがショートメッセージを必要最小限に処理することを規定した。

当該標準は、モバイルインターネットアプリケーションソフトウェア開発者によるユーザーのショートメッセージ情報に対する処理に適用され、主管監督管理部門、第三者評価機構などの組織がモバイルインターネットアプリケーションのショートメッセージ情報収集行為に対して監督、管理、評価を行うことにも適用される。

### 三、最高人民法院による発明専利等の知的財産権契約紛争事件の上訴管轄問題に関する通知

中国語名称：《最高人民法院關於涉及發明專利等知識產權合同糾紛案件上訴管轄問題的  
通知》

公布機關：最高人民法院

公布日：2022年4月27日

施行日：2022年5月1日

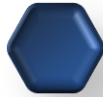
リンク：<https://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-359651.html>

#### 解説：

「最高人民法院による第一審知的財産権民事、行政事件の管轄に関する若干規定」が2022年4月21日に公布され、2022年5月1日に施行された。最高人民法院は、該規定に基づき、発明特許等の知的財産権契約紛争事件の上訴管轄を更に明確にするために、本通知を公布した。

本通知では、各級人民法院（知識産権法院を含む）は2022年5月1日以降発明専利、実用新案専利、植物新品種、集積回路レイアウト、技術秘密、計算機ソフトウェアの知的

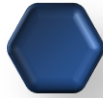




財産契約紛争に対して下した一審判決について、裁判文書の中で、判決に不服がある場合、上級人民法院に控訴することができる」と明記しなければならないことを明確にした。

「全国人民大会常務委員会による特許等の知的財産権事件の訴訟プロセスの若干問題に関する決定」によれば、発明専利、実用新案専利、植物新品種、集積回路レイアウト、技術秘密、計算機ソフトウェアの知的財産契約紛争の二審法院は最高人民法院である。上記通知はその管轄を明確に事件当事者に告知することを各級人民法院に要求したものである。





お問い合わせ

天達共和法律事務所

<http://jp.east-concord.com/>

E-mail : [ip@east-concord.com](mailto:ip@east-concord.com)

北京本部

住所: 北京市朝陽区東三環北路 8 号  
亮馬河大廈 1 座 20 階

Tel: (86-10) 6590 6639

Fax: (86-10) 6510 7030

郵便番号: 100004



上海支所

住所: 上海市虹口区東大名路 501 号  
上海白玉蘭広場 11 階

Tel: (86-21) 5191 7900

Fax: (86-21) 5191 7909

郵便番号: 200080



深セン支所

住所: 深セン市福田区福華三路国際商会  
中心 2205 室

Tel: (86-755) 2633 8900

Fax: (86-755) 2633 8939

郵便番号: 518048



武漢支所

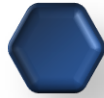
住所: 湖北省武漢市洪山区徐東大街 191 号  
金禾センター 29 階

Tel: (86-27) 8730 6528

Fax: (86-27) 8730 6527

郵便番号: 430074





### 杭州支所

住所: 浙江省杭州市錢江新城劇院路  
358-369 号宏程國際大廈 29 階

Tel: (86-571) 8501 7000

Fax: (86-571) 8501 7085

郵便番号: 310020



### 成都支所

住所: 成都市高新区天府二街 99 号  
天府金融大廈 A 座 15 階

Tel: (86-28) 6010 8998

Fax: (86-28) 6010 9008

郵便番号: 610094



### 南京支所

住所: 江蘇省南京市建鄴区江東中路 347  
号国金センターオフィスビル一期 36  
階

Tel: (86-25) 6811 1288

Fax: (86-25) 6811 1208

郵便番号: 210019



### 西安支所

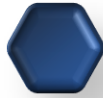
住所: 西安市高新区丈八二路 11 号永威時  
代中心 27 階

Tel: (86+29) 8572 7895

郵便番号: 710065







本ニュースレターに関してご意見、ご質問等ございましたら、日本語でお気軽に下記のとおりご連絡ください。

張 青 華	弁護士	勤務地：北京	E-mail: qinghua_zhang@east-
張 和 伏	弁護士	勤務地：北京	E-mail: zhanghefu@east-concord.com
韓 晏 元	弁護士	勤務地：北京	E-mail: hanyanyuan@east-concord.com
馮 超	弁護士	勤務地：北京	E-mail: Charles_feng@east-
陳 宏	弁護士	勤務地：北京	E-mail: chenhong@east-concord.com
管 冰	弁護士	勤務地：北京	E-mail: guanbing@east-concord.com
張 嵩	弁護士 弁理士	勤務地：北京	E-mail: song_zhang@east-
薛 倫	弁護士 弁理士	勤務地：北京	E-mail: xuelun@east-concord.com
葉 鵬	弁護士	勤務地：北京	E-mail: yepeng@east-concord.com
羅 佳	弁護士	勤務地：北京	E-mail: luojia@east-concord.com
汪 娜	弁護士	勤務地：北京	E-mail: wangna@east-concord.com
範 立 群	弁護士	勤務地：上海	E-mail: fanliqun@east-concord.com

※本ニュースレターは、信頼できると思われる情報に基づき情報提供のみを目的として、クライアント様へ無償で配布しております。

※本ニュースレターは、弊所の正式な法律意見書ではないため、これにより生じた損害については責任を負いかねますので、あらかじめご了承願います。具体的なケースについて、アドバイスを必要とされる場合には、その都度、弁護士にご相談くださいますようお願い申し上げます。

※本ニュースレターの著作権は、北京天達共和律師事務所（East & Concord Partners）に帰属し、著作権法により認められる例外を除き、無断複製、編集等を禁じます。社内メーリングリスト及び関連部門、関連会社等への転送はご自由にしていただいて構いません。